

吉野川市と四国大学及び四国大学短期大学部との地域貢献に関する

包括連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と四国大学及び四国大学短期大学部（以下「乙」という。）とは、地域貢献に関する包括的な連携・協力を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とがそれぞれ有する知的・人的資源を結集し、包括的な連携・協力を推進することにより、地域課題の解決及び地域の活性化に取り組み、もって地域社会への貢献及び乙の教育研究活動の充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域社会を担う人材の育成に関すること。
- (2) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 子育て支援及び教育に関すること。
- (5) 地域の経済及び産業の振興に関すること。
- (6) 地域の情報発信及び観光振興に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月15日

甲 吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙 四国大学
四国大学短期大学部

学 長

松重 和美